

平成20年度厄年会 規約

第1章 会の名前

本会は、「未申会」と称する。

第2章 目的

平成20年度厄年行事及び会員の親睦を目的とする。

第3章 会員（資格）

昭和42年4月2日から昭和43年4月1日までに生まれ、御油町に縁のある男子
（を会員）
とする。

第4章 会費

1. 納入金額

会員は¥150,000円を会費として本会に納める。

2. 納入方法

豊川信用金庫御油支店に「平成20年度厄年会」の口座を設ける（案）

（但し、金融機関は上記の限りではなく仮とし、会員の中で本会に対し優位な条件がある場合は、採用することもある。例：振込手数料なし等）

（1）会員各自の口座を設けそこから自動振替とする。

（2）一括払いは原則として振込とする。

（但し、2回払いは各年の7月に納入とし、2回納入とする。）

振込の場合振込手数料は各自の負担とする。

3. 納入期間

平成18年12月分より平成20年7月までの20ヶ月とする。

第5章 運営

1. 役員構成

会長 1名

副会長 2名

書記 2名

会計 2名

会計監査 2名

各専門委員長 5名

・法被考案 ・親睦 ・広報 ・煙火 ・婦人部世話役

世話役（連絡係）東沢・東山・西町・本町・新丁・相生・音羽・追分・町外

2. 役員を選出方法

平成18年度開催の設立総会の決議により選出する。

但し、上記メンバーで都合が生じた場合は変更可とする。

3. 役員任期

平成18年9月より平成20年8月末までとする。

4. 定期総会と会計報告

毎年5月に定期総会を開催し、本会員の半数以上の出席（委任状も含む）で成立する。

会計報告は、総会にて行う。

5. 臨時総会

臨時総会、役員の決議により開催する事が出来る。

6. 行事

下記行事を行い、その運営に会費をあてることとする。

- (1) 御油神社祭礼の御神輿担ぎ
- (2) 御油神社祭礼に煙火奉納
- (3) 御油神社への寄付
- (4) 親睦会、その他

第6章 専門委員会

1. 目的

本委員会は、審議事項に対し審議立案し、本会会長に答申する諮問機関であり、決議権はないものとする。

2. 委員の任期

本委員会の任期は、任命後答申するまでの期間とする。

3. 委員

本委員会の委員は、立候補及び推薦を基準に会長・副会長の合意により選出する。

第7章 中途入会及び脱会

1. 中途入会

御油町に縁のある者で、会員資格の対象となるものについては、役員会の決議により本会員となる事が出来る。

2. 中途入会員の会費

本規約第4章1. に定めた金額を本会に納める。

3. 中途脱会

中途脱会は原則として認めない。但し、役員会で承認できうる事情が発生した場合は脱会を役員決議により認める。

4. 中途脱会者の会費の返還

原則として認めないが、役員会により承認された場合に限り、返還する。

第8章 規約改正

本規約の改正は、総会決議の3分の2以上の（委任状も含む）合意により改正できる。

第9章 期限

本規約は、平成18年12月より実施し、平成20年8月末日を以て失効する。